

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

平成29年 6月 1日
五社協規程第 48号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員等とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で、会長及び常務理事をいう。
- (3)非常勤役員等とは、役員のうち常勤役員等以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬、賞与を支給することができる。
 - (2)非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席等、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会役職員の旅費支給に関する規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。また、1日の勤務が4時間を超えない場合の費用弁償は、別表1の規定にかかわらず、費用弁償の額から当該額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、これを支給しない。
 - 3 前各項に関わらず、五霞町の役職員や本会の職員、その他公務職等にある者で、所属機関等において、別に報酬等の支給を受けている者については、法人業務を行う場合においても報酬を支給しない。ただし社会福祉法人五霞町社会福祉協議会役職員の旅費支給に関する規程及び五霞町社会福祉協議会職員の高速度道路等及び有料駐車場の利用に関する取扱規程に基づき、旅費交通費等を支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会職員給与等に関する規程（以下「職員給与規程」という。）第10条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、規程制定後最初の役員から適用する。
- 3 平成29年6月1日付の規程の制定に伴い、第5条の規定に関わらず第1項第2号の賞与については、平成29年12月から適用する。
- 4 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会理事監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成17年3月31日五社協規程第3号）は廃止する。
- 5 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会常務理事の給与及び旅費に関する規程（平成20年4月1日五社協規程第12号）は廃止する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 4,000円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・会長 月額（上限） 70,000円
 - ・常務理事 月額（上限） 208,000円（※再任用260,000円の4/5）
- ※1か月に16日以上（1日3時間以上の勤務）出勤したものに支給する。

別表3 常勤役員等の賞与（上限）※会長以外

6月の賞与 報酬月額×1.0か月分
12月の賞与 報酬月額×1.2か月分